

令和 7 年 7 月 10 日

お 知 ら せ

担 当 課：土木部都市局建築指導課
担 当 者：喜多、仲
内線番号：4392、4415
直通番号：086-226-7499



©岡山県「うらっち」

令和 7 年度第 2 回岡山県建築審査会を 開催します



©岡山県「ももち」

令和 7 年度第 2 回岡山県建築審査会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 開催日時

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 13:30～15:30

2 開催場所

岡山市北区下石井 2 - 6 - 41
ピュアリティまきび

3 審議内容

建築基準法第 4 8 条第 1 項ただし書許可（用途地域制限のただし書許可）等

4 会議の公開又は非公開

公開とする。（ただし、岡山県行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、審査会の議決を経て非公開とすることがある。）

5 傍聴手続き

- （1）傍聴定員は 5 名とします。
- （2）傍聴希望者は、会場で受付を行いますので、当日 13 時 15 分から 13 時 25 分の間にお越しください。
受付の際には、氏名と住所を記入してください。
- （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますのでご了承ください。

6 参考

建築審査会は、建築基準法に規定される特定行政庁（※）が行う許可や指定に先立つ同意、建築基準法令の規定による特定行政庁や建築主事が行った処分又は不作為についての審査請求に対する裁決についての議決及び特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議するために、特定行政庁に設置するもの。

※特定行政庁：建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事をいう。

岡山県内の特定行政庁：岡山県知事、岡山市長、倉敷市長、津山市長、
玉野市長、笠岡市長、総社市長及び新見市長